

再利用対象自転車売却公募型指名競争入札の執行について
令和 7 年 8 月 1 日公表

令和 7 年 8 月度の再利用対象自転車の入札（売却）を次のとおり行います。

1 入札日時

提出期限までに郵送または持参にて入札書を提出してください。

提出期限：令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時 15 分

※郵送の場合は令和 7 年 8 月 22 日（金）必着

提 出 先：〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 22 階
横浜市道路局道路政策推進課

※郵送の場合は横浜市道路局道路政策推進課長あて親展とした書留郵便

2 開札日時

令和 7 年 8 月 25 日（月）午前 9 時 00 分開始

開札場所：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 22 階 横浜市道路局道路政策推進課

※入札した金額が同額だった場合は、横浜市契約規則に基づき、入札者に代って
道路局職員がくじを引き、落札者を決定します。

※結果については、開札後に郵送します。

3 入札に参加できる者

「横浜市放置自転車等の再利用売却に関する処理要綱」に定めている競売参加資格を有する者
及び該当する者が加盟する法人格を有する団体で、入札参加資格審査申請書を市長あてに申請し
審査の結果、入札参加資格登録者名簿に登録されている者

4 入札に付すべき事項（再利用対象自転車の売払い）

入札は、区分ごとに保管場所単位で実施します。

（1） 1 次売却対象・2 次売却対象

	保 管 場 所 名	保管場所の所在地	1 次台数	2 次台数
1	宝町保管場所	神奈川区宝町 2 番地先	10	5
2	コットンハーバー保管場所	神奈川区橋本町 2 丁目 1 番地先	3	7
3	緑町保管場所	西区みなとみらい四丁目 1 番地	1	5
4	かもめ町保管場所	中区かもめ町 72 番地 1	2	7
5	新山下保管場所	中区新山下三丁目 4 番地先	6	6
6	南太田保管場所	南区南太田二丁目 1 番 15 号	1	2
7	日野保管場所	港南区日野五丁目 14 番	2	5
8	今井町保管場所	保土ヶ谷区今井町 385 番地	0	1
9	本村町保管場所	旭区本村町 28 番地	0	4
10	磯子保管場所	磯子区森一丁目 1 番先	1	11
11	寺前保管場所	金沢区寺前二丁目 361 番	0	6

12	早渚港北保管場所	都筑区早渚一丁目 16 番 65 号	6	18
13	下谷本町保管場所	青葉区下谷本町 37 番地	4	10
14	平戸町保管場所	戸塚区平戸町 730 番地先	0	9
15	阿久和西保管場所	瀬谷区阿久和西三丁目 38 番地 18	1	0
計			37	96

(2) 3次売却対象

	保管場所名	Aブロック	B ブ ロ ッ ク	C ブ ロ ッ ク	小 計
1	宝町保管場所	64	53	0	117
2	コットンハーバー保管場所	7	0	0	7
3	緑町保管場所	12	0	0	12
4	かもめ町保管場所	22	0	0	22
5	新山下保管場所	24	0	0	24
6	南太田保管場所	28	0	0	28
7	日野保管場所	14	0	0	14
8	今井町保管場所	4	0	0	4
9	本村町保管場所	5	0	0	5
10	磯子保管場所	15	0	0	15
11	寺前保管場所	20	0	0	20
12	早渚港北保管場所	32	0	0	32
13	下谷本町保管場所	18	0	0	18
14	平戸町保管場所	17	0	0	17
15	阿久和西保管場所	7	0	0	7
計					342

※ 1次売却対象自転車とは、横浜市の再利用対象基準に合致し、選定した自転車です。2次売却対象自転車は基準外の廃棄対象自転車の中から、競売参加資格登録者が売却を希望し横浜市が認定した自転車です。3次売却対象自転車はそれ以外の自転車です。

※ 3次売却対象自転車は、ブロックごとに入札を行います。

※ 売却対象台数は公表時点の対象台数であり、事情により台数は増減します。

5 入札にあたっての注意点

- (1) 落札した再利用対象自転車等は令和7年9月30日（火）までに引き取るようにしてください。

※ 令和6年6月より新山下保管場所は、日曜日、月曜日、祝日は閉場

その他の保管場所は、日曜日、月曜日、木曜日、祝日は閉場
しています。

- (2) 引き渡し時点での自転車等の台数は、落札後に所有者への返還等により減少する場合があります。減少した台数分の売却代金は返還しますが、落札した残りの自転車等については引取るようお願いします。
- (3) 落札者に引き渡した再利用対象自転車等のうち、神奈川県自転車防犯協会に防犯登録がされている自転車等については、本市が神奈川県警に防犯登録の抹消の依頼をします。抹

消が完了した後、本市から落札者に抹消完了の連絡をしますので、それまでの間は自転車等を販売および処分しないでください。

- (4) 対象となる自転車については、移動直後と入札日前の2回、神奈川県警に盗難照会をし盗難がないことを確認していますが、上記抹消手続の際に、盗難が判明する場合があります。当該自転車が神奈川県警に押収された場合は、押収されたことを示す書類に基づき当該自転車の売却代金を返還します。

6 下見期間等

下見期間は次のとおりとします。下見希望者の各保管場所での下見日時が重複しないよう調整するため、下見希望者は保管場所へ直接連絡を取るか、道路政策推進課に事前に連絡してください。また、下見は、入札参加資格者のみが行えます。なお、下見した自転車と入札時の自転車は、返還業務等の事情により異なる場合があります。

期間 令和7年8月2日（土）から令和7年8月8日（金）まで

時間 平 日 午前11時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

※ 保管場所の閉場日（新山下保管場所は、日曜日・月曜日・祝日、その他の保管場所は日曜日・月曜日・木曜日・祝日）は下見ができません。

※ 長尾台保管場所は令和7年3月に閉鎖しました。

7 入札参加意向の申出

- (1) 参加希望者は令和7年8月6日（水）午後5時までに別添の「公募型指名競争入札参加意向申出書」を道路政策推進課へ提出してください。

なお、入札に参加できるのは、令和7・8年度の再利用対象自転車等の売却に関する入札参加資格審査の結果、入札参加資格登録者となった者のみです。

- (2) 提出期限は厳守です。郵送の場合は期限内に必ず届くよう発送してください。
(3) 入札参加資格を満たしている申出者には「公募型指名競争入札指名通知書」を送付します。

8 次に掲げる者は参加資格を満たしても、入札には参加できません。

(1) 参加停止措置

現に参加停止措置を受けている者

(2) 経営及び信用状況

「不渡」や主要取引先との取引停止を受け、経営状況が健全でないと判断される者

(3) 不正及び不誠実な行為

法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど本市の契約の相手とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者

(4) 債務等の不履行

本市と締結した物品・委託等の契約に関し、現に債務等が不履行の者（ただし、債務不履行等について本市と係争中である者は除く。）

(5) 現に落札している再利用自転車等の引取等の進捗状況

落札したにも関わらず、その落札者の責めに帰すべき事由により相当の遅れが報告され今後の改善が期待できないと判断される者

(6) 現に落札している再利用自転車等の保管場所の確保

引取した自転車の保管場所を確保できない者

(7) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(8) その他

契約事務受任者が特に認めた要件に該当すると判断した者

9 入札参加資格の喪失

公募型指名競争入札指名通知書を受けた者が、当該通知以降、次のいずれかに該当するときは本契約に係る入札に参加することができません。

- (1) 本契約に係る入札参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 公募型指名競争入札参加申出書に虚偽の記載をしたとき。

10 入札参加の申込方法

F A X ・ 電子メール ・ 郵送により申し込んでください。

11 入札を行う部署

横浜市道路局道路政策推進部道路政策推進課

12 公募型指名競争入札参加意向申出書の提出先及び問合せ先

横浜市道路局道路政策推進部道路政策推進課

住所 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 22 階

電話 045-671-3644

F A X 045-550-4892

E メール do-seisaku@city.yokohama.lg.jp